

香美市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

令和7年4月21日

告示第98号

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、新たに住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）及び蓄電池設備を設置する者に対し、予算の範囲内において交付する香美市住宅用太陽光発電設備等導入補助金（以下「補助金」という。）について、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる発電システム及び蓄電池設備の経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 発電システムに係る要件

- ア 住宅の屋根等（住宅と同一敷地内の倉庫、カーポートを含む。）への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの
- イ 太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの又はそれに準じた性能認証及び安全性認証を受けているもの
- ウ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの
- エ 新設する未使用品であるもの
- オ 補助金の交付決定日以降に契約し、着工するもの
- カ その他設置に関して法令等に適合しているもの

(2) 蓄電池設備に係る要件

- ア 発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置される定置型のもの
- イ JIS規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電池容量の合計が1kWh以上であるもの
- ウ 新設する未使用品であるもの
- エ 補助金の交付決定日以降に契約し、着工するもの
- オ その他設置に関して法令等に適合しているもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第8条に規定する実績報告をする日において、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 自らが居住している市内の住宅（店舗、事務所等併用住宅を含む。以下同じ。）又は市内に居住を予定し、新築又は改築する住宅に発電システム及び蓄電池設備を設置する個人であること。
- (3) 発電した電力は住宅における自家消費を主とすることとし、余剰売電は認める。

- (4) 県税及び市税等を滞納していないこと。
 - (5) 県からの交付金、補助金、助成金等を不正受給していないこと。
 - (6) 補助対象者及び申請に係る工事の施工業者が、高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- （補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額以内の額とする。

- (1) 発電システムは、発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位は、kW とし、小数第 2 位未満を切り捨てる。）と、パワーコンディショナーの定格出力値（単位は、kW とし、小数第 2 位未満を切り捨てる。）の、いずれか小さい方に 4 万円を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる。）とし、その額が 20 万円を超える場合は、20 万円とする。
- (2) 蓄電池設備は、その容量（単位は、kWh とし、小数第 2 位未満を切り捨てる。）に 4 万円を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる。）とし、その額が 40 万円を超える場合は、40 万円とする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、発電システム及び蓄電池設備に係る設置工事の契約前に、香美市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている設置工事に係る見積書等の写し
- (2) 発電システム及び蓄電池設備を設置しようとする住宅の位置図
- (3) 工事着工前の現況写真※写真には、申請者名、設置場所地番を明記すること
- (4) 自己所有でない住宅に居住する者が、当該住宅に発電システム及び蓄電池設備を設置する場合は、当該住宅の所有者（建物共有名義人を含む。）の承諾書
- (5) 設置する機器の概要が確認できる書類（仕様書・配置図）の写し
- (6) 太陽電池モジュール・蓄電池の認証番号が確認できる書類の写し
- (7) 同意書・誓約書（別紙 1）
- (8) 県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- (9) 誓約書兼同意書（別紙 2）
- (10) 本人確認書類の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

3 交付の申請に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 6 条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、香美市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

（計画変更の承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した補助事業の内容について、別表第1に該当する変更（廃止及び中止を含む。）を行う場合は、直ちに香美市住宅用太陽光発電設備等導入補助金計画変更（廃止）届（様式第3号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更届を受理した場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、香美市住宅用太陽光発電設備等導入補助金計画変更承認決定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は当該年度に属する1月15日のいずれか早い日までに、香美市住宅用太陽光発電設備等導入補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 経費の内訳が明記されている工事契約書又は売買契約書の写し
- （2） 住民票の写し（別紙1において同意をしていない場合）
- （3） 発電システム及び蓄電池設備の設置状況が確認できる写真（設置建物全体、太陽電池モジュール及び蓄電池設備の設置状況、パワーコンディショナー、接続箱等の写真）※写真には、申請者名、設置場所地番を明記すること
- （4） 太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表（製造業者が発行したものがない場合は、販売業者等が任意様式で作成した対象設備の出力対比表及び製造番号表（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある同梱のものに限る。）の写し
- （5） 発電システム及び蓄電池設備の設置に係る領収書の写し
- （6） 施工業者の竣工検査の試験記録書の写し
- （7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、香美市住宅用太陽光発電設備等導入補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条 前条の規定による補助金の確定を受けた補助事業者は、香美市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

（処分の承認）

第12条 補助事業者は、発電システム及び蓄電池設備の法定耐用年数の期間内において、当該発電システム及び蓄電池設備を処分しようとするときは、あらかじめ香美市住宅用太陽光発電設備等導入補助金事業により取得した財産の処分に関する承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により市の承認を得て財産を処分した際に収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき

(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により返還を命じられたときは、市長が命じた日の翌日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(協力)

第15条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(香美市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 香美市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成24年香美市告示第56号）は廃止する。

(失効)

3 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金について、第11条、第12条、第13条及び第14条は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1 (第 7 条関係)

区分	内容
1 補助金額の増減	設備の変更等により、補助金の交付決定額に対して増額又は 30%を超える減額がある場合
2 補助申請の中止又は廃止	補助事業を中止し、又は廃止する場合
3 事業期間の変更	補助事業の完了日を延期する場合
4 その他	上記に該当する内容以外で特に報告をする必要があると市長が認めた場合